第４４３回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年８月２５日（月）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１５人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
~~１０番　奈良崎洋一委員~~	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　１０人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴　　なし

４　欠席委員　１０番　奈良崎洋一委員
５　議事日程

日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程５　報告第１号　農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について
日程６　報告第２号　農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について
日程７　報告第３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程８　報告第４号　非農地証明書の交付について

６　事務局出席職員

事務局長　伊藤智彦、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、８月１５日に告示になりました、第４４３回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年８月１５日、上山市農業委員会告示第８号により、令和７年８月２５日、第４４３回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年８月１８日付け農委第１６６号をもって、第４４３回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４３回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１５人となっております。なお、１０番、奈良崎洋一委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が１０人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、５番、羽島誠一委員、１２番、松田陽一委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は神奈川県横浜市在住の〇〇氏、無職、譲受人は小穴在住の〇〇氏です。小穴地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効

	率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番　後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。２０日に○○氏と現地で面談を行いました。当該土地は○○氏の敷地と隣接しており、今までも○○氏が管理をしていた状況だそうです。飼料作物等を荒らさないように作っていきたいとのことです。確認要件を満たし、問題はないかと思われますのでよろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 １７件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業

	支援センターです。 　整理番号１について説明いたします。借り人は阿弥陀地在住の○○氏、貸し人は小穴在住の○○氏であります。小穴地内の畑１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号２から６は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２から６について説明いたします。借り人は金谷在住の○○氏、貸し人は矢来四丁目在住の○○氏、金谷在住の○○氏、北町本丁在住の○○氏、○○氏、旭町一丁目在住の○○氏であります。泉川地内の田４筆、金谷地内の田１筆、仙石地内の田３筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２から６については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について説明いたします。借り人は四ツ谷に事務所を有する有限会社〇〇、貸し人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の畑５筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号８について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について説明いたします。借り人は南陽市在住の〇〇氏、貸し人は川口在住の〇〇氏であります。中山地内の田２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号９について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９について説明いたします。借り人は相生地内に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の畑２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１０について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１０について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は須田板在住の〇〇氏であります。須田板地内の畑５筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１０については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は下生居在住の○○氏、貸し人は牧野在住の○○氏であります。牧野地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１２及び１３は関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１２及び１３について説明いたします。借り人は小穴在住の○○氏、貸し人は小穴在住の○○氏、○○氏であります。阿弥陀地地内の田３筆、小穴地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１２及び１３については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１４から１６は関連がありますので、一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１４から１６について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏であります。高松地内の田３筆、石曽根地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１４から１６については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号１７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１７について説明いたします。借り人は高松在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１７については原

	案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。
議長	日程５、報告第１号、農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第４条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。届出者は八日町在住の〇〇氏、無職です。矢来四丁目地内の畑１筆について、住宅を建設するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程６、報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の８ページをお開きください。３件の届出がございました。 整理番号１から３は関連がありますので、一括して説明いたします。譲渡人は八日町在住の〇〇氏、無職、譲受人は山形市在住の〇〇氏・〇〇氏、会社員、上生居在住の〇〇氏・〇〇氏、会社員、矢来四丁目在住の〇〇氏、無職です。矢来四丁目地内の畑５筆について、住宅の建築ならびに庭の拡張をするため転用するものであり、土地の所在、面積等の

	詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。６件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号５及び６については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。２件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の畑１筆について申請があったものです。平成２年に小屋を建築し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について報告いたします。申請人は美咲町二丁目在住の○○氏であります。長清水二丁目地内の畑１筆について申請があったものです。昭和４５年に集合住宅を建設し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

終了時刻　午後１時５５分

議事録署名委員

議事録署名委員